

○大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例

(昭和 39 大分県条例第 33 号)

(設置)

第一条 身体障害者の社会参加の支援を行い、福祉の増進を図るため、大分県身体障害者社会参加支援施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称、位置及び業務内容)

第二条 施設の名称、位置及び業務の内容は、次のとおりとする。

施設の名称	位置	業務内容
大分県身体障害者福祉センター	大分市大津町二丁目一番四一号	身体障害者に対し生活相談に応じるとともに、機能回復訓練、スポーツの指導、教養の向上その他身体障害者の福祉の増進に関する業務を行うこと。
大分県聴覚障害者センター	大分市大津町一丁目九番五号	聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しその他聴覚障害者の福祉の増進に関する業務を行うこと。

(指定管理者による管理)

第二条の二 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、施設の管理に関する業務を行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第二条の三 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第二条の表の業務内容の欄に掲げる業務
- 二 施設の建物及び設備等の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 施設の利用の受付及び案内に関する業務
- 四 施設(大分県身体障害者福祉センターに限る。)の利用の許可に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(管理の基準)

第二条の四 指定管理者は、次に掲げる基準により、施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 施設の建物及び設備等の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(利用の許可)

第三条 大分県身体障害者福祉センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をするに当たつて必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第四条 大分県身体障害者福祉センターを利用しようとするもの(身体障害者その他規則で定めるものを除く。)は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(損害賠償)

第五条 利用者は、施設の建物又は設備等を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。